

〈別添1〉

可燃ごみ広域処理施設整備に係る  
環境影響評価業務（方法書手続以降）

仕様書

平成 29 年 6 月

枚方京田辺環境施設組合



## 第1章 総則

### 1 業務の目的

本業務は、枚方京田辺環境施設組合（以下「組合」という。）が計画している新ごみ処理施設（以下「計画施設」という。）の建設に関し、計画施設の設置及びこれに関連する工事並びに当該施設の稼働が環境に及ぼす影響について、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号、以下「条例」という。）に基づく環境影響評価方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書の作成及びこれに関する一連の手続の実施並びに事後調査の方針を策定することを目的とする。

### 2 委託する業務の名称

可燃ごみ広域処理施設整備に係る環境影響評価業務（方法書手続以降）

### 3 業務委託期間

契約締結の日から平成31年12月27日まで（予定）

### 4 適用の範囲

本仕様書は、組合が発注する「可燃ごみ広域処理施設整備に係る環境影響評価業務（方法書手続以降）」に適用する。

なお、本業務の実施に当たっては、本仕様書に明記なき事項であっても業務の目的の達成のために必要なものについては、受注者の責任において組合と協議し実施するものとする。

### 5 疑義

受注者は、業務の着手前及び業務遂行中においても随時、監督職員と十分な協議・打合せを行うものとするが、本仕様書による業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに組合と協議し、組合の意図を十分理解の上、業務を遂行するものとする。

### 6 業務内容の変更

組合が必要であると認めた場合には、組合と受注者による協議により変更する。

### 7 機密の保持及びコンサルタントとしての中立性

受注者は、コンサルタントとしての中立性を厳守するとともに、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。

なお、業務委託期間終了後も同様とする。

### 8 関係法令の遵守

受注者は業務の遂行に当たり、関係する法令、規則、細則、通知等を遵守しなければならない。

## 9 受注者の負担

本仕様書に定めるほか、下記内容に要する費用は受注者の負担とする。

- (1) 本仕様書に明記されていない軽易な事項
- (2) 作業上、支障となるものの処置
- (3) 組合の施設・機器及び第三者等に損害を与えた場合、その原型の復旧に要する費用並びに補償
- (4) 業務を遂行する上で要する行政機関等への届出等の手続に要する費用
- (5) 業務上必要な資料の収集に要する費用及び調査に要する土地賃借料、光熱水費等
- (6) 業務の実施に伴い生じた不要物、廃棄物の処分に要する費用

## 10 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受注者が行うものであるが、組合が所有し、業務に利用可能な資料は貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、そのリストを作成の上組合に提出し、本業務完了とともに返却すること。

## 11 成果品の検査

受注者は、成果品の納品に際し検査員の検査を受けなければならない。

なお、成果品納品後に内容の誤記等の不具合があった場合は速やかに訂正して再提出しなければならない。また、業務完了後に明らかに受注者の責による瑕疵が発見された場合も同様とする。

## 12 成果品の引渡し

成果品は前項の検査に合格後、本仕様書中、第1章 16 で示す成果品の納品をもって本業務の完了とする。

## 13 その他

- (1) 受注者は、本業務の遂行に当たって、民地への立ち入りのほか、関係市民との交渉を要する業務の実施に当たっては、あらかじめ組合と協議し承認を求めた後に業務を遂行することとし、地域関係者との間に決して紛争が生じないようにすること。
- (2) 現地調査地点において樹木等の伐採が必要な場合は、受注者の責任において実施すること。
- (3) 受注者は本業務の遂行に当たり、関係する行政機関やその他関係者との協議を必要とする時、又は協議を求められた場合は誠意を持ってこれに当たり、この内容を

遅滞なく組合に報告すること。

- (4) 受注者は、休日又は夜間に作業を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員に届け出ること。

## 14 業務管理

### (1) 人員の配置

受注者は業務を円滑に遂行するため、本業務に類似する業務に対して豊かな経験を有する十分な人数の技術者を置き万全の体制で臨むこととするほか、次の人員を配置すること。

なお、①及び②は兼任できないものとする。

#### ① 主任技術者

本業務全般について技術的な管理及び指導を行う主任技術者として、次のいずれにも該当する者を配置できること。

ア 地方公共団体発注のごみ処理施設に係る環境影響評価業務を担当した実績を有する者。なお、業務実績とは、方法書手続から評価書手続までの一連の業務を行ったもので、かつ、平成 19 年度から平成 28 年度末までに完了したものとする。ただし、契約形態が一括であるか、分割であるかは問わない。

イ 技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する技術士で、以下のいずれかにより技術士登録を受けている者。

(ア) 技術部門を「建設部門」とし、選択科目が「建設環境」

(イ) 技術部門を「環境部門」とし、選択科目が「環境影響評価」

(ウ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「建設－建設環境」

(エ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「環境－環境影響評価」

#### ② 照査技術者

本業務に関する成果物について技術上の照査を行う者（以下「照査技術者」という。）として、以下のいずれにも該当する者を配置できること。なお、照査技術者は、主任技術者を兼ねることはできない。

ア 地方公共団体発注のごみ処理施設に係る環境影響評価業務を担当した実績を有する者。なお、実績の取扱いについては、14(1)①アにおける主任技術者の実績と同様とする。

イ 技術士法に規定する技術士で、以下のいずれかにより技術士登録を受けている者。

(ア) 技術部門を「建設部門」とし、選択科目が「建設環境」

(イ) 技術部門を「衛生工学部門」とし、選択科目が「廃棄物管理」

(ウ) 技術部門を「環境部門」とし、選択科目が「環境影響評価」

(エ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「建設－建設環境」

(イ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「衛生工学－廃棄物管理」

(ロ) 技術部門を「総合技術監理部門」とし、選択科目が「環境－環境影響評価」

(2) 打合せ等及び議事録の作成

受注者は、組合との打合せや関係市民との交渉、関係する行政機関やその他関係者との協議結果については、その内容を記録の上、議事録を作成・提出し、相互に確認するものとする。

15 業務着手時の提出書類

提出書類の様式は、監督職員が指示する。

(1) 委託業務契約締結後作業着手までに提出するもの

- ① 業務委託料内訳書
- ② 業務工程表
- ③ 主任技術者等（変更）通知書
- ④ 課税事業者届出書（又は免税事業者届出書）
- ⑤ 主任・照査技術者経歴書
- ⑥ 着手届
- ⑦ 業務計画書

(2) 業務委託料を部分払いする際に提出するもの

- ① 部分払金請求書

(3) 契約期間を延長する場合に提出するもの

- ① 期間延期願
- ② 期間延期理由書

(4) 業務完了の際に提出するもの

- ① 完了届
- ② 引渡書

(5) その他監督職員が指示する書類

- ①業務出来高報告書
- ②その他必要書類

16 成果品

(1) 環境影響評価方法書関係

- ① 環境影響評価方法書 270 部
- ② 環境影響評価方法書要約書 270 部
- ③ 資料集 10 部
- ④ 市民向けパンフレット 3,000 部

- ⑤ 打合せ議事録 一式
- ⑥ ①から④までの電子データ 一式
- (2) 環境影響評価準備書関係
  - ① 環境影響評価準備書 270 部
  - ② 環境影響評価準備書要約書 270 部
  - ③ 資料集 10 部
  - ④ 市民向けパンフレット 3,000 部
  - ⑤ 打合せ議事録 一式
  - ⑥ ①から④までの電子データ 一式
- (3) 環境影響評価書関係
  - ① 環境影響評価書 150 部
  - ② 環境影響評価書要約書 150 部
  - ③ 資料集 10 部
  - ④ 市民向けパンフレット 3,000 部
  - ⑤ 打合せ議事録 一式
  - ⑥ ①から④までの電子データ 一式

※ 成果品の印刷製本は次のとおりとするほか、グリーン購入ネットワーク（GPN）が策定しているグリーン購入のガイドライン（「印刷・情報用紙」購入ガイドライン（GPN-GL1）他）に可能な限り準拠し、環境負荷の少ないものとする。

1 環境影響評価方法書及び要約書、環境影響評価準備書及び要約書並びに環境影響評価書及び要約書。

(1) 主な体裁

A 4 版、両面、縦長横書き、42 文字×38 行、文字サイズ 10.5 ポイントを原則とすること。

(2) 紙質

表紙及び裏表紙 色上質紙（厚口、色は別途協議）  
 仕切紙 色上質紙 70g/m<sup>2</sup> 程度（色は別途協議）  
 その他（本文） 中～上質紙 50g/m<sup>2</sup> 程度（白色）

(3) 印刷及び製本の方法等

黒色単色印刷を基本とするが、挿入される図表等必要なものについてはカラー印刷とすること。

無線綴り。

2 市民向けパンフレット

(1) 主な体裁

A 4 版、両面、縦長横書き、四面観音折

(2) 紙質

90g/m<sup>2</sup> 程度、表面塗工が極めて少ないか、されていないもの

(3) 印刷及び製本の方法等

カラー印刷とし、イラストや図表を活用の上、市民にわかりやすくまた親しみやすい物とすること

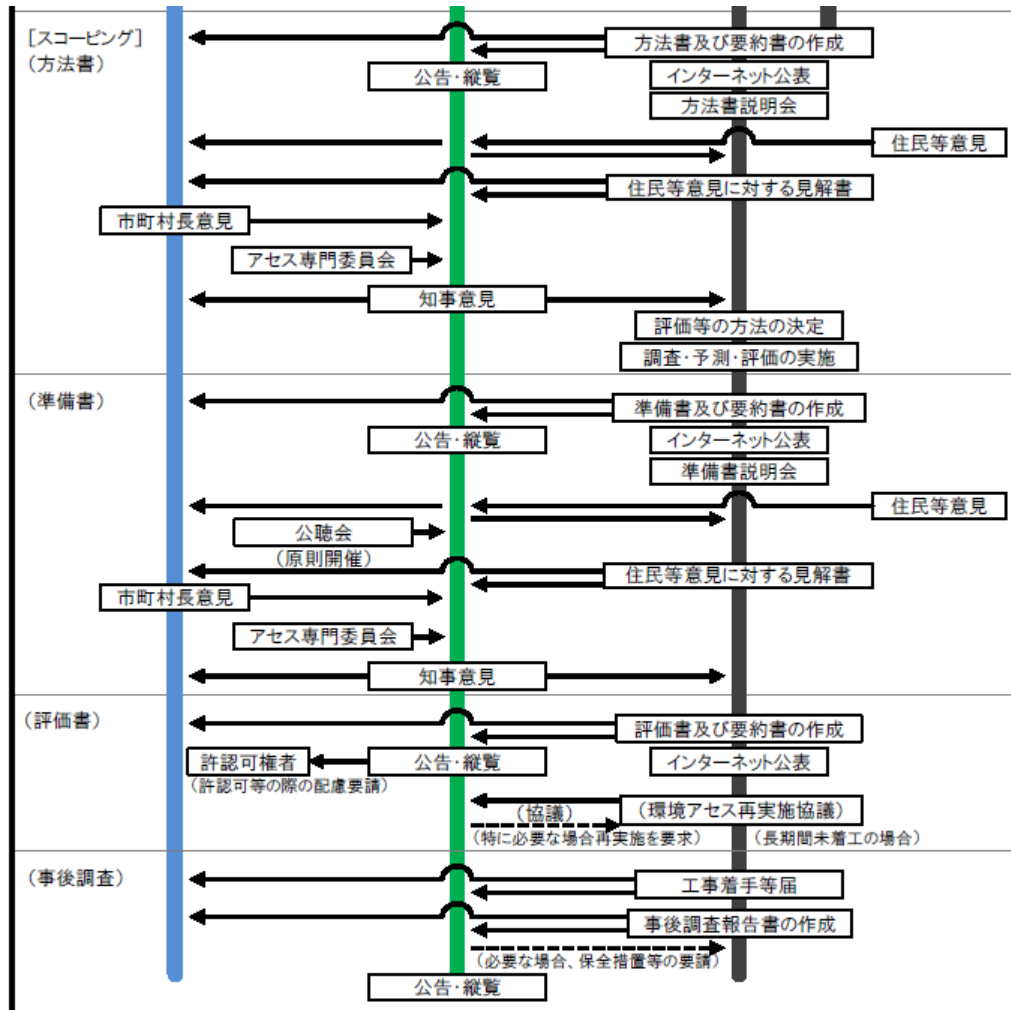


## 第2章 業務内容

### 1 業務の概要

計画施設の整備は、条例に規定する第一種事業に該当する。そのため、条例に基づく手続により、本業務を遂行しなければならない。

本業務の作業手順は次のとおりとし、環境影響評価書の作成をもって業務の完了とする。



### 2 環境影響評価の対象とする事業の概要

#### (1) 環境影響評価の範囲

- ① 計画施設建設予定地の粗造成 (進入路含む)
- ② 計画施設建設工事
- ③ 計画施設の稼働

#### (2) 計画施設の規模

処理能力による規模は下表のとおり。

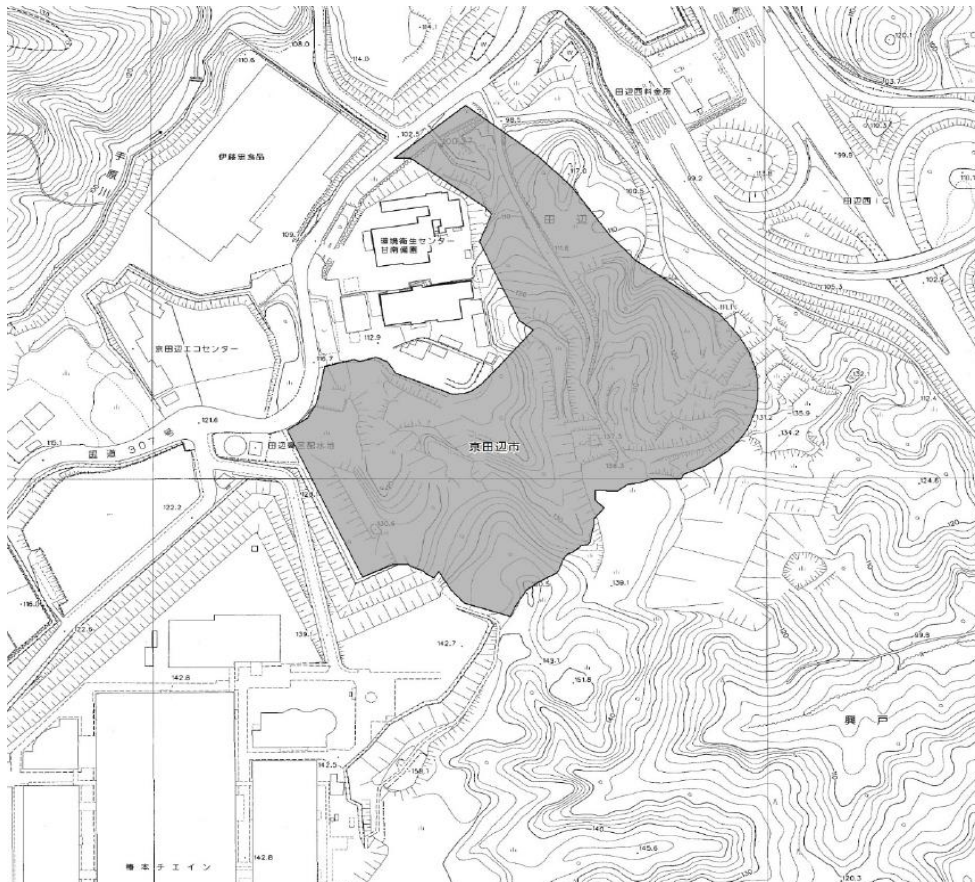
なお、計画施設は既存施設である京田辺市甘南備園焼却施設と同時稼働 (計画

施設の試運転を想定)する時期があることから、環境影響評価においては、バックグラウンドとして甘南備園焼却施設の稼働による影響も考慮すること。

	施設規模 (トン/日)	
	既存施設	計画施設
可燃ごみ広域処理施設	80	168

(3) 事業実施想定区域

下図のとおり



3 環境影響評価に係る適用法令等

建設予定地が京都府内であることから、京都府環境影響評価条例、京都府環境影響評価条例施行規則（平成 11 年京都府規則第 21 号、以下「規則」という。）及び環境影響評価等についての技術的事項に関する指針（平成 11 年京都府告示第 276 号、以下「指針」という。）の適用を受けるが、環境影響を受ける範囲であると認められる地域が大阪府枚方市にも及ぶ見込みであることから、大阪府環境影響評価条例（平成 10 年大阪府条例第 3 号）、枚方市環境影響評価条例（平成 27 年枚方市条例第 53 号）及びその関係規定にも配慮すること。

この他、ごみ処理施設整備基本構想（平成 26 年 12 月、枚方市及び京田辺市）及び可燃ごみ広域処理施設整備基本計画（平成 28 年 3 月、枚方市・京田辺市）並びに関係諸法令の内容に留意して遂行することとし、後述の 5 で示す業務の内容に沿っ

て実施すること。

#### 4 本業務のスケジュール

		平成29年度	平成30年度	平成31年度
環境 影響 評価	環境影響評価方法書手続	→		
	環境調査		→	
	環境影響評価準備書手続			→
	環境影響評価書手続			→
工事	建設工事			→

組合においては、計画施設の平成 35 年度中の稼働を目標に計画を進めている。

#### 5 業務の内容

##### (1) 計画段階環境配慮書に関する意見及び見解の整理

条例第 7 条の 5 第 1 項に基づき提出された計画段階環境配慮書の内容について、環境の保全及び創造の見地から提出された意見について、その内容とそれぞれの意見に対する見解を整理の上、環境影響評価方法書に掲載すること。

##### (2) 環境影響評価方法書の作成等

条例第 3 章第 3 節に規定する手続について、次のとおり行う。

##### ① 環境影響評価方法書の作成（条例第 9 条）

次のア～ウについて調査・検討を行いとりまとめ、指針第 6 2 により環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）及び準備書その他関係書類を作成すること。

関係書類の種類及び作成数については、第 1 章 16 のとおりとすること。

##### ア 環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握

指針第 3 1 により行うこと。

##### イ 環境影響評価項目の選定

指針第 3 2 により行うこと。

##### ウ 環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法の選定

指針第 3 3 から 7 により行うこと。

なお、上記イ及びウについては条例、規則及び指針によることとするが、調査対象とする地域については類似事例も踏まえ、計画施設の煙突から排出される排ガスの最大濃度着地距離の 2 倍を半径とする圏内を基本とすること、又、調査すべき環境影響評価項目及び調査方法については別紙 1、環境影響評価項目ごとの予測及び評価の手法については別紙 2 を基本とすることと考えている。

##### ② 方法書説明会における対応（条例第 10 条の 2 第 1 項）

方法書説明会等に関連し、以下の事項について実施すること

ア 説明会資料の作成及び必要数の準備

イ 想定問答の検討

ウ 説明会への出席並びに組合の支援・補佐及び必要な説明（10回程度と想定）

説明会資料は可能な限り専門的用語を用いず、市民にわかりやすい内容となるよう配慮するとともに、説明者は説得力があり市民にわかりやすい説明のできる者を選任すること。

③ 方法書説明会の知事への報告書の作成（条例第10条の2第5項）

②において開催した方法書説明会の状況について、規則別表第6号様式にとりまとめること。

④ 見解書の作成（条例第12条、第14条）

条例第11条第2項に基づき知事から、方法書の内容について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者からの意見書の送付があった時及び第13条第3項に基づく知事の意見書の送付があったときは、それぞれについて組合と協議の上、当該意見書に対する見解書を作成すること。

(3) 環境調査の実施等

① 知事意見に対する見解の作成及び環境影響評価項目及び調査等の手法の選定（条例第14条第1項）

条例第13条第3項に基づき知事から意見書が送付されたときは、これに対する見解を作成すること。

また、当該意見書の内容を考慮し、また条例第11条に基づき方法書の内容について環境保全及び創造の見地から意見を有する者から提出された意見書及び上記6(2)④において作成した見解書の内容に配意して環境影響評価の項目及び調査手法について検討の上、環境影響評価項目及び調査等の手法を選定すること。

② 技術的事項の助言（条例第14条第2項）

①における環境影響評価及び調査等の手法の選定に当たり、技術的事項についての助言を受ける必要が生じた場合は、組合との協議の上、条例規則別記第8号様式を作成すること。

③ 環境影響評価（現況調査）の実施（条例第15条）

①において選定した環境影響評価の項目及び調査等の手法により、指針に基づき環境影響評価（現況調査）を実施すること。

(4) 環境影響評価準備書の作成等

条例第3章第5節に規定する手続について、次のとおり行う。

- ① 環境の保全及び創造のための措置の検討  
指針第4により行うこと。
  - ② 事後調査の項目及び手法についての検討  
指針第5により行うこと。
  - ③ 環境影響準備書の作成（条例第16条）  
上記①及び②の内容を踏まえ、指針第6-3により、条例第16条第1項各号に規定する内容を記した環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び準備書要約書その他関係書類を作成すること。  
関係書類の種類及び作成数については、第1章16のとおりとすること。
  - ④ 準備書説明会における対応（条例第19条第1項）  
準備書説明会等に関連し、以下の事項について実施すること
    - ア 説明会資料の作成及び必要数の準備
    - イ 想定問答の検討
    - ウ 説明会への出席並びに組合の支援・補佐及び必要な説明（10回程度と想定）  
説明会資料は可能な限り専門的用語を用いず、市民にわかりやすい内容となるよう配慮するとともに、説明者は説得力があり市民にわかりやすい説明のできる者を選任すること。
  - ⑤ 準備書説明会の知事への報告書の作成（条例第19条第5項）  
上記④において開催した方法書説明会の状況について、規則別表第6号様式にとりまとめること。
  - ⑥ 準備書についての意見書及び公聴会意見書に対する見解書の作成（条例第22条）  
条例第20条第2項に基づく知事の意見書の送付及び第21条第3項に基づく公聴会意見書の送付があったときは、組合と協議の上、当該意見書に対する見解書を作成すること。
- (5) 環境影響評価書の作成等
- ① 知事意見に対する見解の作成（条例第25条第1項）  
条例第23条第3項に基づき知事から意見書が送付されたときは、これに対する見解書を作成すること。
  - ② 環境影響評価書の作成  
指針第6-4により、条例第24条第1項各号に規定する内容を記した環境影響評価書及び環境影響評価書を要約した書類、その他関係書類を作成すること。  
関係書類の種類及び作成数については、第1章16のとおりとすること。

(6) 京都府環境影響評価専門委員会及びその他本業務に関連する協議等における対応

本業務に関し京都府が開催する、京都府環境影響評価専門委員会においては、受注者は組合と同席の上、支援・補佐し、また必要な説明を行うこと。

この他、関係自治体である大阪府及び枚方市が同様に専門委員会を開催する見込みであることから、これらにおいても同様とすること。

(京都府、大阪府及び枚方市が開催する専門委員会は、本業務の進捗の状況にもよるが、最大で15回程度と想定。)

また、本業務に関連し実施する関係機関との協議・打合せ・説明会等においても、組合の要請に応じ、同様に対応するものとする。

協議に当たり資料を要する場合は、あらかじめ組合と協議の上、必要部数を準備すること。

なお、これら協議等において追加資料の作成・提出を求められた場合は、課題整理の上、作成すること。

(7) その他

① 本業務に関して組合内部で生じた疑問や検討を要する点等については、組合の要請に応じ、緊密で円滑なやりとりにより、解決に向け補佐すること。

特に、環境影響評価方法書等、各図書の内容の校正や確定にあたっては、要請に応じ、内容の検討・見直し、修正に協力すること。

② 業務の実施にあたっては、現在別途進めている「可燃ごみ広域処理施設整備に係る環境影響評価業務（配慮書手続）」の経過及び結果と整合を図ること。

なお、当該業務の経過及び結果に関する情報については、委託契約締結後、本業務の受注者に情報提供することとしている。

6 その他

本組合においては、別途、計画施設の建設等に係る事業の事業者選定業務の実施を検討しており、この中で計画施設の仕様等の検討が行われることから、本業務における環境影響の予測・評価にあたっては、当該事業者選定業務と十分な連携を図ること。